

しが、則姓になれる也。姓氏録に、村主姓を貢る氏々廿五氏ありつるに、諸蕃人廿四氏、神別には春の多きなへに、諸蕃の氏々に多く残れるなり、須久理は韓語にて、韓國の官名なりしが、こなたにうつりしなやがて姓にせられしから、諸蕃にのみ多しと思ひしかば、猶しかにあらじ、た故其美物を撰得るをもて、佐都に得物字を當しならめ、今も物を撰り出ること、須具流と云、久理は、つきんくにものをみるにいふことながら、撰定むるの意こもれり、ものを久理かへし、いふは、ことをよくと、のふべきことにて、彼丁寧反復の義也、又糸を久流、書籍を久流などいふも、ことのもとは同きをや、須久理は、諸國の各邑に居て、其職をなせれば、意を得て、村主字を當られし也。

〔氏族考〕村主は、須久理と訓む、和名抄伊勢國安濃郡村主利須久とある、是其證なり、成務紀四年の詔に、國郡立長、縣邑置首とみえし時置れし職號なるが姓になれる也。○中さて村主は諸國の邑里の長として、其地を治る職なりしが、後に姓とされるなるべし。○註名義は俊秀の義なるを、文字は其村中の主首となる俊秀人を撰て、村の主とする由にて、村主とは書るなめり、説に、須久理は漢語にて、韓國の官名なりしが、こなたにうつりしなやがて姓にせられしから、此姓諸蕃にのみ多しと云るに因て、又按ふに、天智紀二年に、白村江あり、新羅の地名なるが、村をスキと訓み、又欽明紀二年、皇極紀元年、さもに主をニリムとも訓り、然らば、村主は、スキニリムの合語なるを、スキニキに約め、キをクに轉じて、スケリミとされるに、あらば、村主は、スキニリムしべ。

曰佐

〔新撰姓氏錄〕河内國諸蕃調曰佐

出自百濟國人努理使主也

〔倭名類聚抄〕筑前國那珂郡曰佐

〔日本書紀〕持統九年三月庚午、遣務廣貳文忌寸博勢、進廣參下、譯語諸田等於多禰求蠻所居

〔日本書紀〕敏達四年、是歲、營宮於譯語田、是謂幸玉宮

〔古事記〕敏達、沼名倉太玉敷命坐他、田宮治天下壹拾肆歲也